

第 36 期栃木県社会教育委員第 3 回会議 議事録

- 開催日時 令和 4 (2022) 年 7 月 28 日 (木) 13 時 30 分から 15 時 30 分
- 開催場所 栃木県公館 大会議室
- 出席者 第 36 期社会教育委員 14 名 (委員 16 名中)
平野 委員、鈴木克伸 委員、谷口 委員、金田 委員、舘野 委員、
柳田 委員、鈴木康子 委員、松岡 委員、七海 委員、青木 委員、
中野 委員、高橋 委員、小関 委員、篠崎 委員

1 開 会

2 挨拶 中村教育次長

3 議 事 進行：青木議長

(1) 外国につながる人々を対象とした社会教育の推進方策について

一事務局から資料 1～4、資料 6、及び資料 8～9 により説明した。

一篠崎委員に資料 7 により説明を依頼した。

(委 員)

- ・外国人をめぐる状況について、国からは令和 8 年度までを期間とする「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」が示されている。目指すべき 3 つのビジョンと、4 つの重点事項を確認されたい。国の問題意識を示すものとして捉えていただけるとよい。
- ・外国人労働者については、技能実習制度のあり方や特定技能の業種見直しが検討されている。特定技能 2 号は在留期間の上限がなく、配偶者や子どもの帯同も可能である。今後、外国人が日本に長期間居住することが予想される一方で、これからも日本に来てくれるかという問題もある。労働力を含め、外国人の活躍がなくては日本の社会のシステムは成り立たない状況にある。
- ・国際交流協会について、県内には 16 市町に 17 の協会があり、外国人を地域の一員として受け入れ、孤立させないよう各種事業や支援を展開している。

(議 長)

- ・子どもたちに係る取組について、国際交流協会と県が連携している例はあるか。

(委 員)

- ・内地留学派遣として、教員の語学研修を受託している。

(委 員)

- ・日本語教室の運営に携わっている経験から、文部科学省の支援事業の活用を提案したい。また、国際バカロレア認定について検討願いたい。
- ・外国籍の子どもは、定時制高校に進学することが多いが、日本語の習得の課題等から中途退学してしまうようである。

(事務局)

- ・県内では、拠点校を中心とした日本語指導や外国人の集住自治体における初期指導が実施されており、県の事業による支援の促進を図っているところである。

(事務局)

- ・国際バカロレア認定については、令和4年2月の県立高等学校の在り方検討会議の提言を踏まえ、導入には様々な課題があるため、慎重に研究をすすめていく。
- ・入学者選抜に係る外国人等の入学者の選抜に関する特別の措置等については、引き続き、対象となる生徒への指導や情報提供を行って参る。

(委員)

- ・社会教育において、外国人を対象とした取組や多文化共生に係る事業展開を検討することは意義がある。外国人が住民の一人として関わるができる取組を考える必要がある。地域コミュニティ施設や生涯学習センター等を活用した事業の面的展開、実効性と継続性のある取組を期待する。
- ・地域活動への参加については、情報提供の工夫や動機付けが重要である。孤立により必要な支援が届かないことが懸念される。関係機関や団体等との連携及び情報の共有、県民の多文化共生への理解促進、地域における住民との交流や居場所づくりが重要である。

(議長)

- ・情報の届け方について、ポイントとなるようなものはあるか。

(委員)

- ・対象とする外国人の母国語を話すことができる人材のキーパーソンとしての活用、SNSの活用、「やさしい日本語」の普及を例に挙げるができる。課題は、必要な人に必要な情報を届けるための方策である。

(委員)

- ・学習支援や子ども食堂の運営支援を行っているが、支援の契機は学習の場合でも、ほかに様々な困難を抱えていることが多く、結果として継続的・包括的な支援が必要となる。支援を必要とする人の近くに居場所があることが大切であり、地域の方々が関わるができる仕組みづくりが求められる。
- ・日本語の習得が難しいと、学校卒業後の就労につながらないという現状がある。一般的な支援以外に、就労に係る個別の支援の課題が存在している。

(議長)

- ・外国につながる方は、子ども食堂を利用しているのか。

(委員)

- ・利用は見られる。子ども食堂では、外国につながる人のみの利用を可能とした曜日を設ける工夫を行っているところがある。子どもの利用はあるが、親の利用には至っていないのが現状である。

(議長)

- ・外国につながる人を対象とした就労支援について、ハローワーク等の状況はどうか。

(事務局)

- ・対応可能な職員がいる。また、東京には外国人の在留を支援する政府の窓口として、外国人在留支援センターがあり、オンライン相談も行っている。

(委員)

- ・主要なハローワークには、言語は限られるが、対応可能な職員がいる。

(委員)

- ・ここで確認したいことは、就労の受け皿についての課題である。

(委員)

- ・社会教育におけるサービスや情報の提供は現時点でも充実していると考え。今後は、横の連携を図るための、いわゆる「横串を刺す」取組が一層重要となる。
- ・社会教育におけるサービスとの関わりが生活の豊かさにつながることなど、将来に希望を抱くことができるようなビジョンを示すことが必要である。意図的・計画的かつ中長期的なビジョンを提示することにより、その実現に向けた方向性のある施策の展開が可能となる。

(委員)

- ・学校では、外国につながる多様な子どもがクラスに数名いる状況にある。学校教育における対応には限界があり、社会教育との連携への期待は大きい。また、子どもたちが地域の一員として生活していくことを考えた支援が必要である。
- ・支援者のネットワーク構築のためには、公民館や生涯学習センター等に、ライフステージに応じた切れ目のない情報が集約されることが大切であると考え。また、学びの内容としては、語学や文化だけでなく、地域参画を促進するための学習や、外国人の人権について学ぶ機会が必要である。

(委員)

- ・様々な制度や取組について、対象者の認知度や利用率を確認したいところである。外国につながる人たちが、困ったときに支援を求められることができるような地域の居場所があることが大切ではないか。地域としても、受け皿として外国につながる人たちに対する理解を深める必要がある。
- ・PTA研修において、外国籍の保護者の方から料理を学ぶ機会を設けたところ、保護者同士の交流につながった経験がある。共に学ぶ機会を設定する効果を実感した次第である。

(委員)

- ・障害がある外国籍の生徒を受け入れた経験がある。支援のキーパーソンとなったのは国際交流協会の方であり、そのコーディネートにより、様々な関係機関等による支援につなげることができた。必要な時に相談ができるなど、地域の受け皿の存在が重要である。このことは、外国につながる人を対象とするだけではない。誰もが地域における包摂的な関係の中で支え合い、認め合うことができるとうい。

(委員)

- ・家庭教育支援として、小学校入学前の就学時検診時に親学習の機会を提供している中で、外国籍の保護者が参加する場合がある。そうした保護者の方と関わりを持ち、困り感を把握して、必要な人や場所につなぐことが、家庭教育支援者の役割の一つであると考えます。
- ・放課後児童クラブの利用者には外国籍の子どもがいるが、子どもたちの中では、国籍を問わず分け隔てない関係性が構築できている印象がある。地域の子どもとして、育てていくことが大切である。

(委員)

- ・生涯学習の視点から考えると、関係者の横の連携が重要である。例えば、外国人が住民登録をする際に、行政機関のほかに自治会とつながる機会を意図的に設定することができればよい。外国人と地域住民との間の情報の共有や、つながりづくりに資するものと考えます。

(委員)

- ・外国籍の保護者の方については、PTA活動への積極的な参加が見られ、ボランティア精神が豊かな方が多い印象がある。課題は、受け入れ側の日本人にあるように思う。外国につながる方が活動に好意的であっても、日本人が声掛けなどの関わりを意図的・積極的に行わないと、関係の構築や活動の継続は実現しない。日本人が主体的なコミュニケーションを図ることが大切である。

(委員)

- ・保護者の方が日本語によるコミュニケーションが難しいという状況は身近にあり、PTA活動の案内を行っても参加は難しい。日本語の支援の必要性を感じている。
- ・多文化共生については、子どもたちにおいては理解が進んでいる印象がある。今後は、成人を対象とした啓発とともに、関係機関等の取組の周知を図り、外国につながる人たちが地域コミュニティに参加できるような支援が期待される。

(委員)

- ・新型コロナウイルス感染症の影響により、地域のコミュニティにおける活動の制約が大きく、お祭りなどの催物は実施できていない状況にあるが、引き続き、社会教育関係団体や地域側から外国につながる人たちに対して情報を提供し、声を掛けることが大切だと考える。その際の大きな課題が、日本語の翻訳である。

(委員)

- ・外国人技能実習生として働く人が増加している中であって、そのコミュニティは企業内や寮などの生活拠点内に限定されている状況にあり、地域との関わりの促進に意義はある。
- ・支援方策の検討に当たっては、外国人がどのような機会や状況下で訪日しているのかを考慮する必要がある。仕事や結婚などのライフイベントの状況、家庭環境、学校で学ぶ・地域で学ぶ・仕事で学ぶといったライフスタイルに応じた様々な学び方の状況などが考えられる。そのため、面的支援、長期的な支援が求められる。

(委員)

- ・コロナ禍における外国につながる人たちの生活支援に当たり、仕事や食べる物が無いといった困難のほか、孤独・孤立による寂しさや自己有用感の低下の声を聞く。生きていくためには、現物給付だけでなく、精神的な支えや地域の一員として認められることが必要であると改めて感じている。
- ・社会福祉協議会では、サロンなどの地域の居場所づくりに取り組んでいる。身近な地域において、楽しさを動機とした活動や交流の機会を設け、顔が見える関係をつくることや、緩やかに気にかける関係づくりの中で学び合うことが重要である。

(副議長)

- ・協議を通して、日本語を話せるのか・話せないのかといった言語の課題が大きいことを確認できた。言語に関する支援の充実と並行して、社会教育としての取組を展開する必要がある。

(議長)

- ・議事(1)の協議のまとめとして、2点確認する。
- ・1点目は、「つながりの構築の必要」の指摘が多かったことである。縦と横のつながりを面として展開していくことが重要である。
- ・2点目は、「居場所づくりの必要」の指摘が多かったことである。このことについても、様々な機関や団体等などが設けている居場所をつなぎ、面として展開していくことが重要である。

(2) 共生社会の実現に向けた県民の学びの実態に関する調査について

一資料5について事務局から説明した。

(議長)

- ・事務局の説明について、委員から質問はあるか。

(委員)

- ・調査において、当事者を対象としない理由を確認したい。

(事務局)

- ・当事者の困難の状況を特定しづらいことや、当事者に対して「困難を抱える方」といった一方的な断定や評価につながる懸念があると考えたことから、支援者を調査の回答者として計画したものである。

(委員)

- ・支援者の主観のみではなく、当事者の意見を引き出すような設問を検討する必要がある。

(議長)

- ・他に意見があれば、事務局まで御連絡いただきたい。事務局は、委員の意見を基に検討を願う。

(3) その他 栃木県社会教育委員協議会の理事の選出について

－事務局から、栃木県社会教育委員協議会の理事の選出について、柳田委員の継続を報告した。

(議長)

- ・以上で本日の議事を終了する。進行を事務局に戻す。

4 閉 会